

# 審査基準

令和5年7月13日

法令名：風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律
根拠条項：第5条第4項
処分の概要：許可証の再交付
原権者（委任先）：神奈川県公安委員会
法令の定め： 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則第1条（許可証再交付申請書の提出）、第12条（許可証の再交付の申請）
審査基準：
標準処理期間：14日（経由機関との申請書等の往復に要する期間を除く。）
申請先：申請に係る営業所の所在地を管轄する警察署の生活安全（第一）課
問合せ先：神奈川県警察本部生活安全部生活安全総務課営業第一係 ☎ 045-211-1212 内線3032、3035
備考：